

令和5年7月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和5年7月19日(水) 午前9時00分～9時46分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番	富木田 好正	4 番	三野 久米吉
5 番	梶野 和幸	6 番	木下 得代
7 番	山本 茂	8 番	大原 眞路(会長職務代理)
9 番	中村 康男(会長)	10 番	宮本 賢一
11 番	吉田 宏明	12 番	喜田 清己
13 番	吉田 昌治	14 番	川田 一博
16 番	竹内 博文	17 番	三木 洋一
18 番	石井 淑雄		

欠席委員

2 番	山下 恭生	3 番	猪熊 幸雄
15 番	原 武信		

傍聴推進委員

7 番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	5 件	田 畑	3,947 18.00	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	1 件	田 畑	6.61 416	m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	7 件	田 畑	4,382 385	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	3 件	田 畑	6.18 21,130	m ² m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	18 件	田 畑	24,826 2,889	m ² m ²
第 8 号議案	坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議		1 件		
報告第 1 号	合意解約	4 件	田 畑	5,425 1,951	m ² m ²

令和5年7月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より7月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計39件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 15名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、猪熊 委員さん、原 委員さん、からは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を7番 山本 委員さんと10番 宮本 委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、12番 喜田 委員さん、13番 吉田 委員さんと私で、7月18日(火)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」5件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」5件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 163 m² 外1筆計 332 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

2番、・・・、面積 1,038 m² 外1筆 計 1,068 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物はアスパラで、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 1,613 m² 外1筆 計 1,672 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

4番5番に関しては譲受人が同じなためまとめてご説明いたします。

4番、・・・、面積 614 m²【議案読み上げ】

5 番、・・・、面積 320 m² 外 1 筆 計 338 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は稲で、販売及び自家消費を目的としています。

本日の案件 5 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。

なお、今回の申請において受人反別 3,000 m²を下回る申請は 1 件となります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」5 件のうち、2 番については中村会長さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、2 番について審議を行いますので、中村会長さんには退室をお願いいたします。

(中村会長 退室)

2 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

次に、1 番、3 番から 5 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員

1 番について、持ち分が 4 分の 1 ということは、所有者が他に 3 名いらっしゃるということですか。

事務局書記

はい。申請地に関してですが、元々は 1 筆であったものを 4 人で分けて、端の部分をそれぞれの農地に行けるように 4 人で共有しているという状況です。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」5 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」ですが、退室した中村会長を呼びに担当者が席を外しておりますので、先に第 3 号議案「農地法第 5 条申請」7 件を議題に供します。

なお、第 3 号議案の 4 番については現地調査を実施しておりますので、1 2 番 喜田 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

喜田委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」4番の現地調査報告をさせていただきます。

4番、・・・、面積 1,423 m² 外1筆 計 2,020 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を進めており、申請地は、日当たり等の条件から採算が取れると判断し、太陽光発電設備を計画したところ、農地管理に苦勞していた譲渡人と話がまとまったため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 経済産業省の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」、FIT 制度の認定を受けています。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま喜田 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

4番につきましては、先ほどの喜田 委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 247 m² 外1筆 計 471 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は、現在、両親および子供と同居をしておりますが、手狭なため新たに住宅を考えていたところ、生活の利便性がよい場所での売却情報があり、検討した結果、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第2種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積 725 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 事務所、工場

申請理由 借り人は、自動車の販売および整備業を営んでおります。自宅横の父が所有する土地に整備工場および事務所を建築しておりましたが、農地法の手続きをしていなかったことが分かり、無断転用の解消を図るため申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が準工業地域と定められている第3種農地に

該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区の受益地外でしたが、地元水利組合の同意を得ており調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

3 番、・・・、面積 208 m² 外 1 筆 計 257 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 駐車場、資材置場

申請理由 譲受人は、土木工事や電気工事等の建設業を営んでおります。仕事量の増加に伴い現状では手狭になってきたため、会社事務所の近隣で土地を探していたところ、申請地は市道に面して出入りもしやすいため、土地所有者と交渉したところ話がまとまり、申請者個人が転用事業者となり、自身が経営する会社に貸し付ける計画に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5 番、・・・、面積 859 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を行っており、事業拡大のため発電用地を計画したところ、農地管理に苦慮している譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 今回の申請は、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度、FIT 制度ではありませんが、四国電力の送電網を利用して電気事業者へ売電する方法です。

6 番、・・・、面積 106 m² 外 1 筆 計 128 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 有り

転用目的 住宅

申請理由 譲受人の両親が、土地所有者との合意の上で昭和 32 年頃に住宅を建築しました。現在は、申請人が居住しておりますが、登記地目が農地であることが最近分かり無断転用の解消を図るため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

申請地は土地改良区および水利組合がない地域であるが、地元自治会から同意を得ており、調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

7 番、・・・、面積 307 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は賃貸住宅に居住しておりますが、手狭になってきたため住宅を建てようと計画しました。祖母と父が所有する土地の中で検討したところ、申請地は実家にも近く便利であるため、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件につきまして原案どおり承認し、うち6件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、4番の案件につきましては、転用面積が 2,000 m²以上ということで、7月28日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 416 m² 外1筆 合計 422.61 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 共同住宅 用地

申請理由 昭和41年頃に申請者の父が収入確保のため、共同住宅を建築し現在に至っています。相続により地目が農地のままであることが判明し無断転用を解消するため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することいたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」3件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番から3番については現地調査を実施しておりますので、13番 吉田 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

吉田 委員 それでは、第4号議案「非農地証明願」1番から3番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 2,234 m² 外3筆 合計 3,165 m² 【議案読み上げ】

申請理由 周辺一帯が山林となっていることから、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められるためです。

2番、・・・、面積 6.18 m² 【議案読み上げ】

申請理由 農業用水路として利用しているためです。

3番、・・・、面積 3,244 m² 外6筆 合計 17,965 m² 【議案読み上げ】

申請理由 申請地は平成13年に花崗土採取を目的とする農地法第5条の一時転用許可を受けていましたが、転用事業者が事業途中で倒産し事業を完了することなく放置されている状態です。一時転用の許可は平成18年5月30日までのため失効しており、現在は雑木等が自生し山林状態で「再生利用が困難な農地」と認められるため、今回非農地証明を申請するものです。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございました。

ただいま吉田 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局書記 はい。第４号議案「非農地証明願」３件については、先ほどの吉田委員さんのご説明通りです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第４号議案「非農地証明願」 ３件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 ３番について、４人の名前が記載されているが、これらの農地はすべて共有なのでしょうか。

事務局書記 これらの農地についてですが、１筆ごとに所有者は１人となっております。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第４号議案「非農地証明願」３件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第６号議案「農用地利用集積計画書」１８件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第６号議案「農用地利用集積計画書」１８件についてご説明いたします。
今月は新規に農地の貸借をする案件が３件、更新が１４件、再設定が１件で、そのうち農地機構を通じた貸借が１２件となっております。

以上、農用地利用集積計画書１８件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第６号議案「農用地利用集積計画書」１８件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第６号議案「農用地利用集積計画書」 １８件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が１件出ております。

第８号議案、「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局長

本件は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、用途区分の変更が1件、坂出市に提出されその変更案について農業委員会の意見を求められたものです。

計画変更の概要を10ページに記載しており、11ページから14ページまでが総括表等の資料となっております。

【議案読み上げ】

用途区分の変更として申請するものです。

以上で説明を終わります。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

何かご意見・ご質問はありませんか。

《質疑応答》

各委員

【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。変更はやむを得ないものとして、回答をすることと致します。

以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 538 m² 【議案読み上げ】

解約理由 労力不足

備考 残存小作権の解消

2番、・・・、面積 587 m² 【議案読み上げ】

解約理由 耕作目的

備考 利用権、使用貸借権の解消

3 番、・・・、面積 442 m² 外 4 筆計 1,951 m²【議案読み上げ】

解約理由 売契約内容の変更

備考 利用権、使用貸借権の解消、第 6 号議案 11 番関連

4 番、・・・、面積 1,419 m² 外 3 筆 計 4,300 m²【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 使用貸借権の解消

以上、農地法第 18 条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」4 件について、なにかご質問はありませんか。

梶野委員 4 番の転用目的は何に転用するのでしょうか。

事務局長補佐 太陽光発電の計画があると聞いております。

梶野委員 2 番の市外の所有者が耕作目的で解約なのは、通われるのでしょうか。

事務局書記 本人は通って耕作すると仰っており、現状農地の管理はされている状態です。実際に本人が耕作しているかは、確認できておりません。

(委員による確認)

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」4 件を受理し、処理してまいります。

今回の定例会が、今任期最後の定例会となりますので、閉会に当たりまして、中村会長より一言お願いします。

会長 3 年の任期の最後の 1 日、最後の定例会ということで皆様お疲れ様でした。香川県に 8 市 9 町ということで、それぞれの市町村に 17 の農業委員会がございますが、今年その中の 5 市 5 町の農業委員会が改選ということになっております。

振り返ってみますと、コロナ禍の真ただ中ということで、行事、活動等が制約を受けながらの 3 年間でありました。私が会長に任命されまして、会長として力不足を感じていましたが、委員の皆様のお力添えとご協力のおかげで 3 年間の任期を全うできたことを御礼申し上げたいと思います。

この度の改選で農業委員 18 名中 11 名が引き続き農業委員をしていただくということで、大変ありがたいと思います。今までの経験を活かしながら、これからの農業委員会の発展にご協力いただけたらと思います。また、私を含めて 7 名が退任いたしますが、各地区の農業者の指導的役割を担っている方々ばかりですので、農業の発展に今後ともご協力いただけますようお願いを申し上げます。

今後とも皆様方と一緒に農業委員会の発展に寄与できたという気持ちでおりますので、いろいろなところでお目にかかる機会もあろうかと思いますが、お声がけいただきたいと思います。

最後になりますが、健康が一番ですので、皆様方も健康にご留意いただきまして、ますますのご活躍を祈念申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。

会長職務代理

中村会長ありがとうございました。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもちまして 7月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時46分終了